討議用資料

「地方自治体における情報システム(児童扶養手当)の標準化に関する調査研究」 有識者検討会(第一回)事務局提出資料

第1回有識者検討会 議事次第(案)

議事次第	想定時間 (質疑応答含め)	説明者
(1)開会のご挨拶	15分	こども家庭庁様、 生田先生
(2)児童扶養手当業務プロセス・情報システム標準化について	10分	DTC
(3) 有識者検討会等の運営について	5分	DTC
(4)令和4年度検討経緯の振り返り	30分	DTC
(5)令和5年度の検討論点	50分	DTC
(6)意見照会の進め方	5分	DTC
(7)今後のスケジュール	5分	DTC、 生田先生

令和6年度児童扶養手当拡充策の共有、及び標準仕様改定への対応方針

令和6年度に児童扶養手当の拡充に係る根拠法令が公布後、関連する標準仕様の改定を検討する方針とします。

令和6年度では、児童扶養手当拡充策として、以下2つの政策が加えられる予定

■ 多子加算の拡充

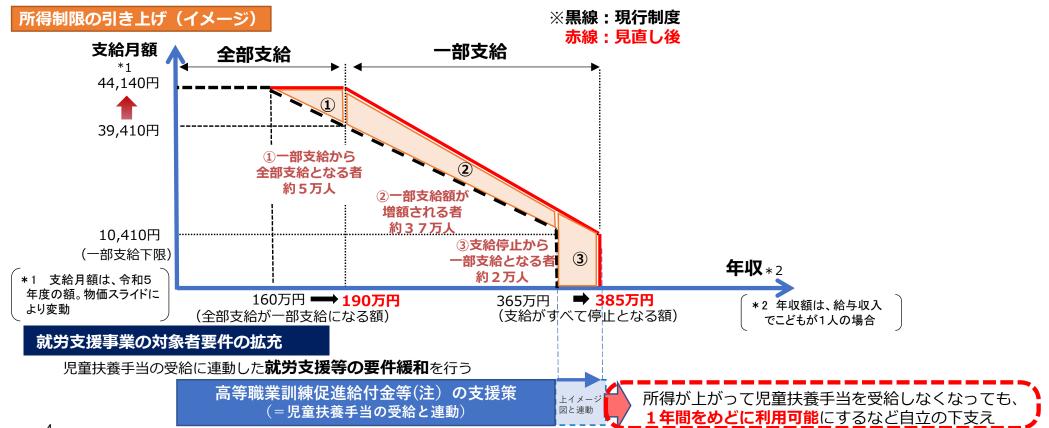
√ 第3子以降の支給について、「月額最大6250円」から第2子と同じ「月額最大1万420円」に引き上げる。 ※令和5年度手当額

■ 所得制限限度額の引き上げ

- ✓ 満額が受け取れる年収の上限を、今の160万円未満から190万円未満に引き上げる。※全部支給
- ✓ 所得に応じて減額しての支給が受けられる年収の上限を、365万円未満から385万円未満に引き上げる。※一部支給
- ▶ 児童扶養手当拡充策に係る根拠法令の公布後、以下を実施していただく予定
 - 該当根拠法令の施行日までに各システムの改修
 - 児童扶養手当システムに関連する標準仕様の改定を検討
 - ※手当額や所得制限限度額の見直しについて、「手当額マスタ」などの再設定での対応が想定され、他の統計・報告などは令和6年度の検討会で見直しを検討する。なお、国の交付要綱についても令和7年度の交付申請の期限までに見直しを行う予定

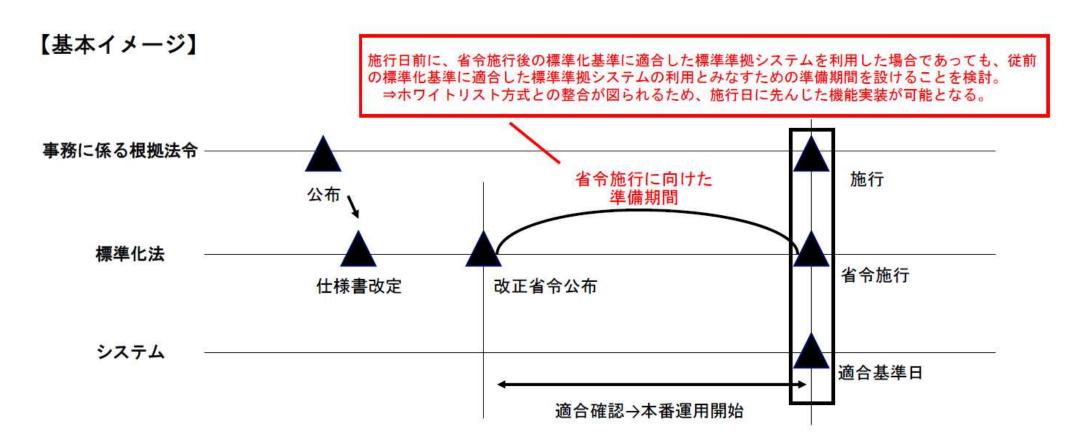
ひとり親の経済的支援(児童扶養手当)の拡充等

- ・ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、働き控えに対応し自立を下支えする観点から所得限度額を引き上げるとともに、生活の安定のため特に支援を必要とする多子家庭に対し、第3子以降の加算額を拡充する。
- ①所得限度額の引き上げ (対象見込み者数:約44万人 制度改正影響額(令和6年度分): 国費 29億円)
 - ・全部支給の所得限度額(全部支給が一部支給になる額) 160万円 → 190万円(年収ベース・こどもが1人の場合)
 - ・一部支給の所得限度額(支給がすべて停止となる額) **365万円** → **385万円**(年収ベース・こどもが1人の場合)
- ②多子加算の拡充 (対象見込み者数:約11万人 制度改正影響額(令和6年度分): 国費5億円)
 - ・第3子以降の加算額(6,250円)を第2子の加算(10,420円)と同額まで引き上げる。 *加算額は令和5年度の全部支給の場合の額。物価スライドにより変動
- ※①②とも、令和6年11月分(令和7年1月支給)からの実施を想定
- ・児童扶養手当の受給に連動した就労支援等について、自立への後押しが途切れないよう、所得が上がって児童扶養手当を受給しなくなっても支援策の利用を継続できるようにする。



(参考)標準化法上の義務と適合基準日の考え方

標準化対象事務に係る根拠法令の施行日、標準化法に基づく標準化基準を定める省令の施行日、標準準拠システムへの適合基準日の関係性について、基本イメージを以下に示します。



1. 児童扶養手当業務プロセス・情報システム標準化について

- 2. 有識者検討会等の運営について
- 3. 令和4年度検討経緯の振り返り
- 4. 令和5年度の検討論点
- 5. 意見照会の進め方
- 6. 今後のスケジュール

地方自治体における業務プロセス・情報システムの標準化の背景・目的

地方自治体における業務プロセス・情報システムの標準化(以下「標準化」という。)は、住民サービスの向上や地方自治体の業務効率の改善を目指す政府の重要政策です。

経済財政運営と改革の基本方針 2020

◆ 第3章 「新たな日常」の実現

- 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 (デジタル・ニューディール)
- (1)次世代型行政サービスの強力な推進 ー デジタル・ガバメントの断行
- ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速

国・地方を通じたデジタル基盤の統一・標準化を早急に推進するため、地方制度調査会の答申を踏まえ、法制上の措置を講じた上で、財源面を含め国が主導的な支援を行う。地方自治体の基幹系業務システムの統一・標準化について関係府省庁は内閣官房の下この1年間で集中的に取組を進める。年内に標準を設ける対象事務の特定と工程化を行う。

目指す効果

住民サービスの向上

地方自治体の業務効率改善

◆ サービスのフロント部分だけでなく、バックオフィスも含め、エンドツーエンドでデジタル化・業務改革(BPR)の取組を徹底する

リンカスタマイズのシステム 導入促進・広域クラウドの推進 標準仕様を活用した調達 ボツ
標準仕様を活用した調達 標準仕様に 合わせた開発

業務プロセス・情報システムの標準化

デジタル社会の実現に向けた重点計画 (令和3年12月24日)

- ◆ 5 (2) 地方の情報システムの刷新
- > 地方公共団体の職員が真に住民 サービスを必要とする住民に手を差 し伸べることができるようにする等の 住民サービスの向上を目指すととも に、業務全体に係るコストを抑え、 他ベンダへの移行をいつでも可能と することにより競争環境を適切に確 保する等の**行政の効率化を目指し、** 業務改革 (BPR) の徹底を前提 にして、地方公共団体情報システ ムの標準化に関する法律第6条第 1項及び第7条第1項に規定す る標準化基準への適合とガバメント クラウドの活用を図る、地方公共団 体の基幹業務等システムの統一・ 標準化を、地方公共団体と対話を 行いながら進める。

成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日)

- 6. 個別分野の取組 (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - iii) スマート公共サービス ②地方公共団体のデジタル化の推進

地方自治体の情報システムをより広域的なクラウドに移行するためには、各地方自治体が行っている情報システムのカスタマイズを無くすことが重要であり、国が主導して進めている標準化の取組を着実に進めるとともに、システムの機能要件等について法令に根拠を持つ標準を設けることとすべきであるとする地方制度調査会の答申を踏まえ、関係府省庁が連携して、セキュリティの基準を含め、情報システムの標準化について総合的な対応を検討し、早期に結論を得る。

自治体業務システム統一・標準化 加速策(令和2年9月25日)

令和7(2025)年度末までに標準準拠システムへの移行を目指す。

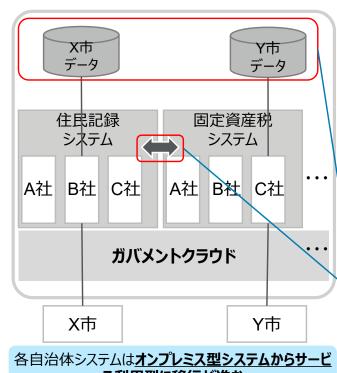
地方自治体におけるガバメントクラウドの活用イメージ

児童扶養手当の支給事務については、令和3年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、 「基幹業務システム」の一つに位置付けられ、原則全ての地方自治体が、目標時期である令和7年度までに、ガバメントクラウ ド上に構築された標準化基準に適合したシステムなどへの移行を目指すものと認識しております。

ガバメントクラウド上で提供される基幹業務システム(イメージ) (*1)

- ・政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供 する複数のクラウドサービス (IaaS /PaaS / SaaS) の利 用環境であり、令和3年度より地方公共団体による先行事 業を開始
- ・ 令和4年10月に採用4社を決定
- Amazon Web Services, Google Cloud Platform, Microsoft Azure, Oracle Cloud Infrastructure
- ・ 令和5年11月に採用1社を決定
- さくらのクラウド (条件付き)

- ① 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合し て開発した基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド トに構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリ ケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図 る。
- ② 地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンライン で利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアや OS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整 備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。
- ③ ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用し ながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者 による競争環境を確保して、ベンダロックインによる弊害を回 避する。



ス利用型に移行が進む

自治体・ベンダに求められること

ガバメントクラウド上で提供されるアプリケーション について、サービス利用型での利用を行うととも に、標準什様に基づいたアプリケーションの開発 が求められる(既存の業務・システムを標準仕 様に合わせる)

目指すべき効果

本業務で決定、発出する標準仕様とガバメント クラウドによって以下を目指す

- ✓ ベンダ間の移行性の向上
- ✓ 様式統一・オンライン化による住民・企業 等の利便性向上
- ✓ 機能・操作性・コスト等に関するベンダ間の 競争環境の維持
- ✓ 先進技術導入による行政の効率化

ガバメントクラウド構築に向けた重要な業務

▶ 上記「目指すべき効果」の実現に向けて 本業務では、より適切な標準仕様に更 新し、ガバナンス向上を目指す

^{*1「}地方自治体によるガバメントクラウドの活用について(案)(令和3年8月 IT室)」、

[「]地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化について(令和5年12月14日 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ 地方業務システム基盤チーム)」をもとにデロイトにて整理

^{*2} 参照:デジタル庁「ガバメントクラウド対象クラウドサービスの決定」 https://www.digital.go.jp/policies/gov cloud/

(参考) ガバメントクラウドへの移行に係る考え方

- ガバメントクラウドへの移行については、**高水準なセキュリティの確保や緊急時の迅速な行政サービスの提供、システム開発などにも柔** 軟に対応できる等の観点から推奨するところ。
- なお、システム共同化等で既に最適化している地方公共団体であって、前述のランニングコスト削減の対策をしてもなお費用増となる地方公共団体に対しては、ガバメントクラウドへすぐに移行しない場合であっても、将来の現行基盤の機器増設時やシステム更改時等に、改めてガバメントクラウド活用を検討できるよう助言していく。

高水準なセキュリティ

デジタル庁が作成したテンプレートの適用をすることで、<u>高水準の統一的なセ</u>キュリティ対策や運用監視が可能。

行政サービスの迅速な立ち上げ

サービスを稼働させるために必要な物理的な基盤の調達が不要となるため、 緊急時の迅速な行政サービスの業務の見直しや開発などにも柔軟に対応が可能。

運用保守作業の効率化

機器の耐用年数やOS・ミドルウェアのサポート期限に伴う<u>定期的な更新が</u>不要。

クラウドサービス事業者の技術的サポート

各種クラウドサービスの技術的サポートについて、運用管理補助者がクラウド サービス事業者に無償で問合せが可能(調整中)

(参考) その他の支援策について

○ 前述の対策のほか、以下の取組を実施する。

① ガバメントクラウドの適切な利用によるコスト最適化の アプローチガイド(仮称)の提供

ガバメントクラウドの適切な活用により、自治体情報システムの**コスト** 最適化を自治体職員自らが実現していくためのガイドを提供する。

内容 (予定)

- 1 経費項目の分類
- 2 ランニングコスト削減に向けたプロセス
- 3 ランニングコスト削減に向けたアプローチ方法
- 4 ガバメントクラウド移行後におけるコスト最適化
- 5 自治体のコスト削減事例
 - *1~3 (ランニングコストの見積もりまで)を12月上旬提供予定

② アプリケーションベンダーとの対話

自治体とベンダの間で円滑なコミュニケーションを通じて、**運用経費等 の見積もり等の精度向上と双方の理解が深まるよう**、デジタル庁からもアプリケーション提供ベンダと**継続的な対話を行う。**

③ 自治体のデジタル人材の育成支援

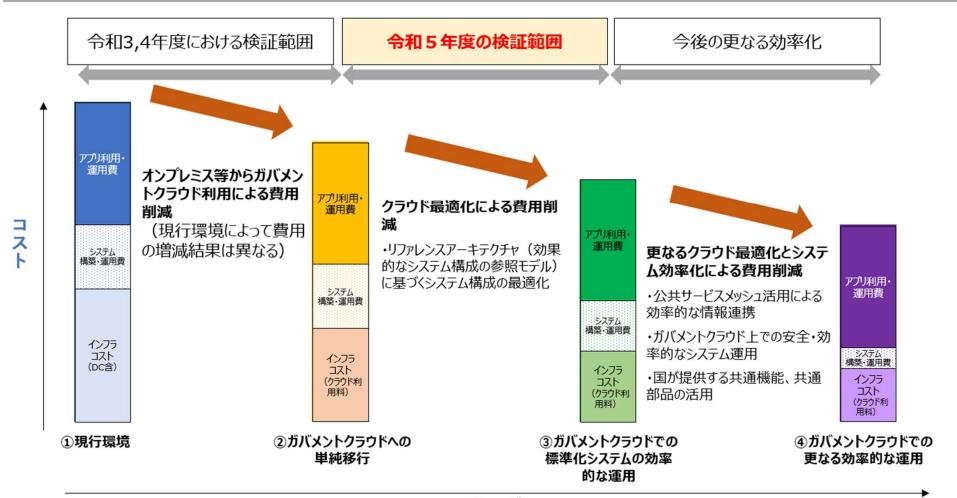
CSPが実施しているトレーニングメニューの提供、クラウド利用のメリットやガバメントクラウドへの移行について解説した研修資材の提供、ガバメントクラウドのテンプレート適用手順解説動画の提供などを実施する。

④ 地場ベンダーへの支援

各CSPと地場ベンダーとの対話の機会を提供するとともに、アプリケーションベンダーへ提供している情報を地場ベンダーへも提供する。

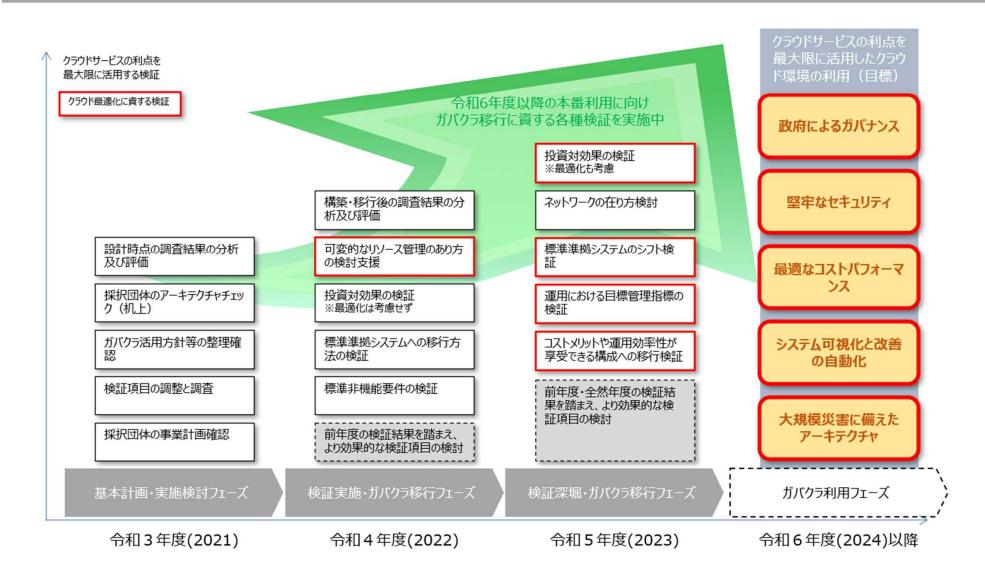
(参考) 自治体システムの効率化と費用逓減に向けたステップ

- 令和 3 年度及び令和 4 年度の検証では、①現行環境から②ガバメントクラウドへの単純移行を前提とした机上検証を実施。
- 令和 5 年度においては、**クラウド最適化による費用削減効果に焦点を当てた机上検証をする**とともに、各種検証を実施中。



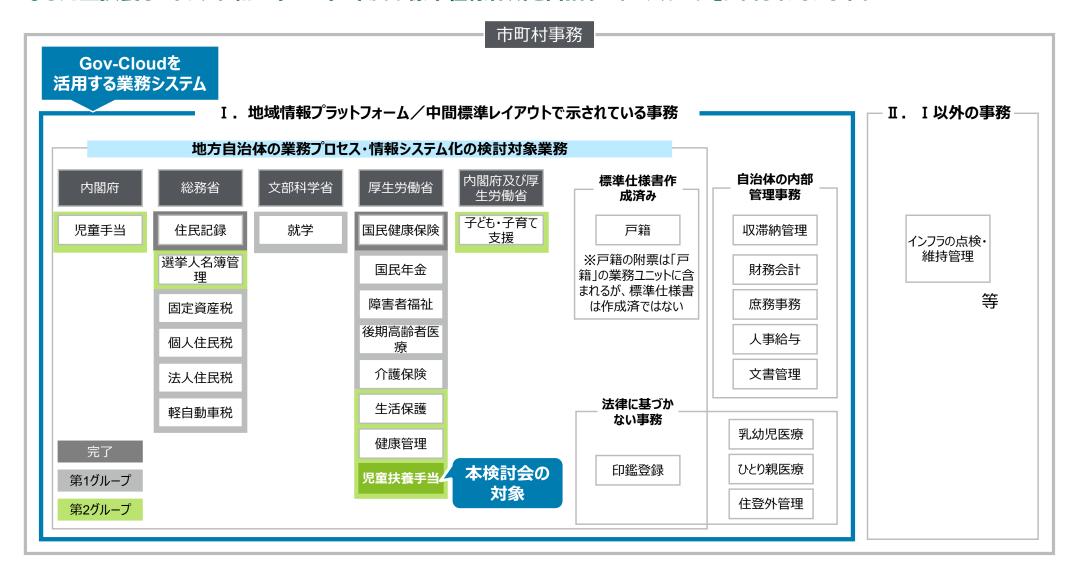
(参考) 先行事業における検証の全体像と今後の展望

○ 令和 6 年度以降のガバメントクラウド本格利用に向けて、クラウドサービスの費用面や運用面の利点を最大限に活用できるよう、各種検証を十分行い、情報提供に努めていく。



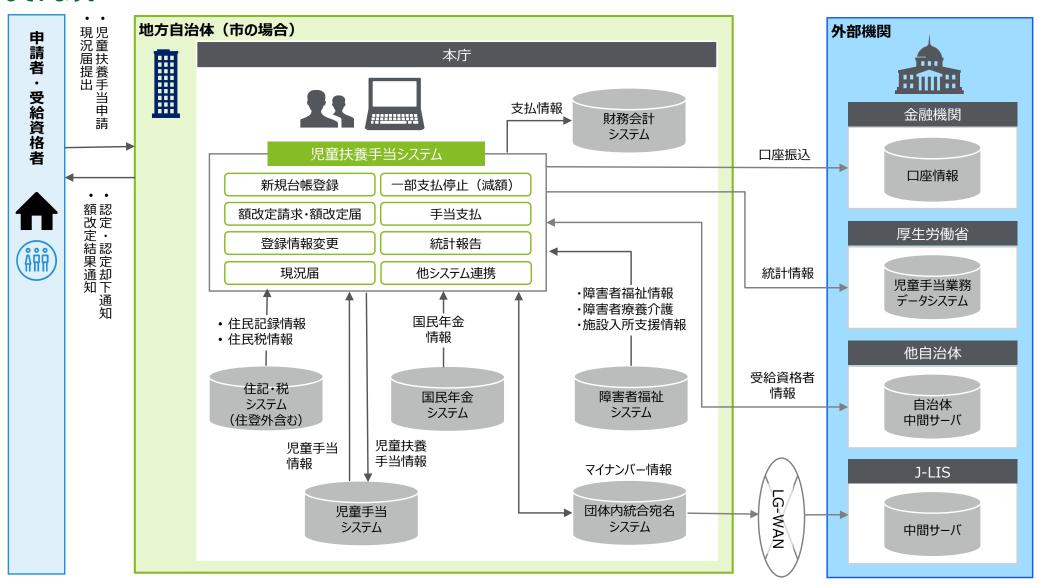
標準化等検討対象業務一覧

現在、自治体の主要業務・基幹系情報システムを対象とした標準仕様の作成が関係府省で推進されており、本調達の対象となる児童扶養手当は、令和4(2022)年度の標準仕様作成を目指す「第2グループ」に含まれています。



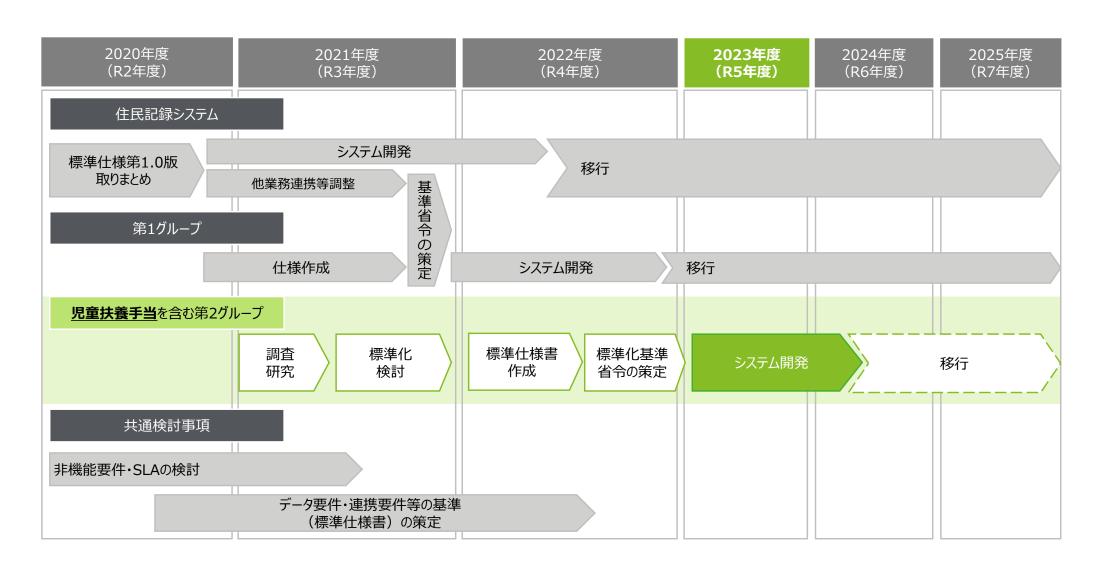
児童扶養手当システムの全体構成図

児童扶養手当システムは、自治体内の各基幹系システムと密に情報連携を実施するとともに、外部機関とのデータ連携も実施 しています。



児童扶養手当業務プロセス・情報システム標準化事業全体のスケジュール

児童扶養手当業務については、令和3年度より調査・標準化検討を行い、令和7年度までの移行を目指して推進するスケジュールとなっています。



- 1. 児童扶養手当業務プロセス・情報システム標準化について
- 2. 有識者検討会等の運営について
- 3. 令和4年度検討経緯の振り返り
- 4. 令和5年度の検討論点
- 5. 意見照会の進め方
- 6. 今後のスケジュール

業務プロセス・情報システム標準化の背景

令和5年度は、これまでの調査研究や意見照会(調査)結果を基に、有識者が参画する検討会等における議論を踏まえ、ガバメントクラウド上へのシステム移行に向けて、標準仕様書の更なる精度向上ための調査研究を行うことを目的としています。

本検討会の開催背景

- 令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、地方自治体におけるデジタル・ガバメントを実現するため、デジタル手続法に基づく取組について地方自治体への展開を促し、自治体行政の様々な分野で、団体間比較を行いながら、地方自治体及び関係府省庁が連携して、ICTやAI等の活用、業務プロセスやシステムの標準化等による業務効率化を進めることが示されている。
- また、令和2年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」等において、<u>今後1年間で集中的に取組を</u> 進め、児童扶養手当に係る業務支援システムについては、2022年(令和4年)夏までに標準仕様を示すこととされている。
- 令和3年6月18日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、住民サービスの向上と行政の効率化を図るため、基幹業務システムを利用する原則全ての地方自治体が、目標時期である令和7年度(2025年度)までに、ガバメントクラウド上に構築された標準化基準に適合した基幹業務システムへ移行する統一・標準化を目指すこととされている。
- 加えて、令和3年9月1日「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行。国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、<u>地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムの</u>とされる機能等についての基準の策定等を推進するために必要な事項を定めるとしている。
- こうした動きの中、令和3年度は「地方自治体における情報システム(児童扶養手当)の標準化等に向けた調査研究」有識者検討会を立ち上げ、標準化の範囲や標準仕様の内容等に関して、議論を進めてきた。
- 上記の背景を踏まえ、今和4年度は有識者(自治体、ベンダ等)が参画する検討会等を開催し、地方自治体における児童扶養手 当に係るシステム及び業務プロセスの標準化に関する議論を行い、標準仕様書(1.0版)を決定し及びその後の更なる精度向上の ための調査研究を行い標準仕様書(1.1版)を決定してきた。
- 上記の背景を踏まえ、今和5年度は、前年度までに行った調査研究事業の内容や、申し送り事項に基づき、地方自治体における児童 扶養手当に係るシステムのガバメントクラウド上へのシステム移行に向けて、標準仕様書(第1.1版)を改定することを目的として調 査研究を行うことを予定している。

検討会等の検討体制

児童扶養手当システム標準化検討会を親会とし、配下に自治体分科会及びベンダ分科会を設け、検討を進める予定です。 運営方法を具体的に規程する開催要綱及び構成員の具体的なお名前は「資料2 開催要綱・構成員一覧」をご参照ください。



検討体制における役割分担

検討会は合意形成の場、自治体分科会・ベンダ分科会は協議・検討の場として役割分担を行うことを想定しております。

役割分担

会議の進め方

児童扶養手当 システム 標準化検討会 (親会)

合意形成の場

【主な合意対象】

- 児童扶養手当システム標準仕様書(改版) に向けた検討の進め方
- 検討論点の合意

【座長】

会議進行・取りまとめを行う。

【有識者】

• 自治体における実務や情報システムに関する幅広い見識に基づき発言する。

【構成員(地方自治体)】

・ 所属する自治体、更には同規模自治体の代表として発言する。必要に応じ、所属組織に持ち帰り確認・検討する。

【構成員(システム事業者(ベンダ))】

・ 現行システム仕様に関する知見や他の技術的知見に基づき、所属する組織の意見を 代表し発言する。必要に応じ、所属組織に持ち帰り確認・検討する。

【事務局】

事前検討・整理のほか、会議準備、運営、事後調整等を行う。

自治体分科会・ ベンダ分科会

協議・検討の場

【主な協議・検討対象】

- 以下における論点の対応方針
 - ✓ 機能要件
 - ✓ 帳票要件
- ガバメントクラウドの課題共有 (ベンダ分科会のみ)

【有識者】

|• 同上

【構成員(地方自治体)】

|• 同上

【構成員(システム事業者(ベンダ))】

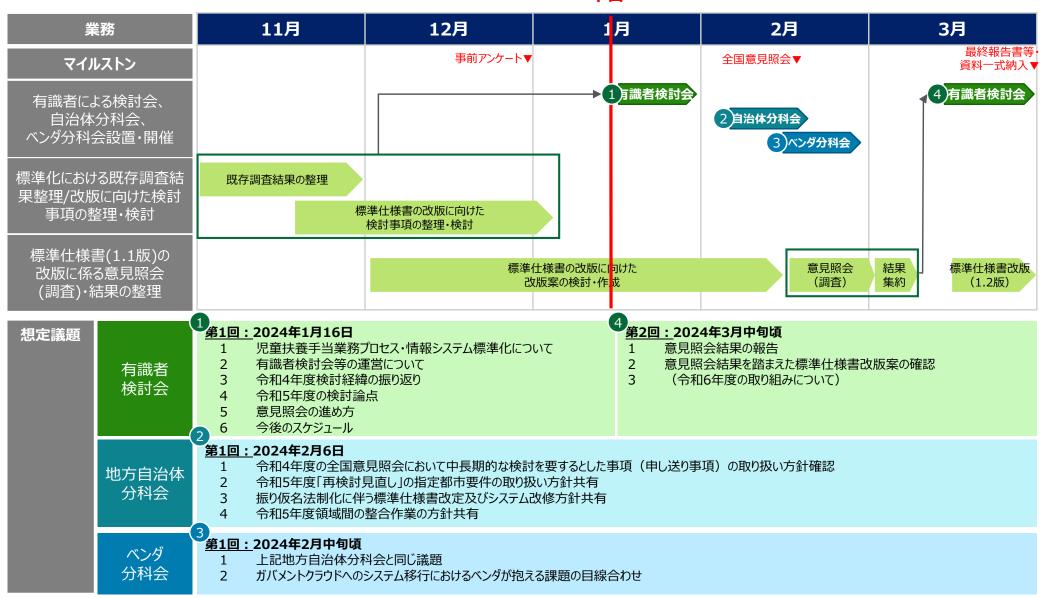
|• 同上

【事務局】

|• 同上

検討会・分科会の開催スケジュール

令和5年度は、検討会を2回、分科会を1回ずつ開催し、標準仕様書の更なる精度向上を目指して議論を進める想定です。 本日



- 1. 児童扶養手当業務プロセス・情報システム標準化について
- 2. 有識者検討会等の運営について
- 3. 令和4年度検討経緯の振り返り
- 4. 令和5年度の検討論点
- 5. 意見照会の進め方
- 6. 今後のスケジュール

令和4年度検討経緯の概要

令和4年度では、令和3年度に作成した標準仕様書(案)に対して全国意見照会を実施し、有識者検討会での議論・承認を経て上期にて標準仕様書(1.0版)を決定、下期にて標準仕様書(1.1版)を決定しました。

■ 標準仕様書(1.0版)を最終化

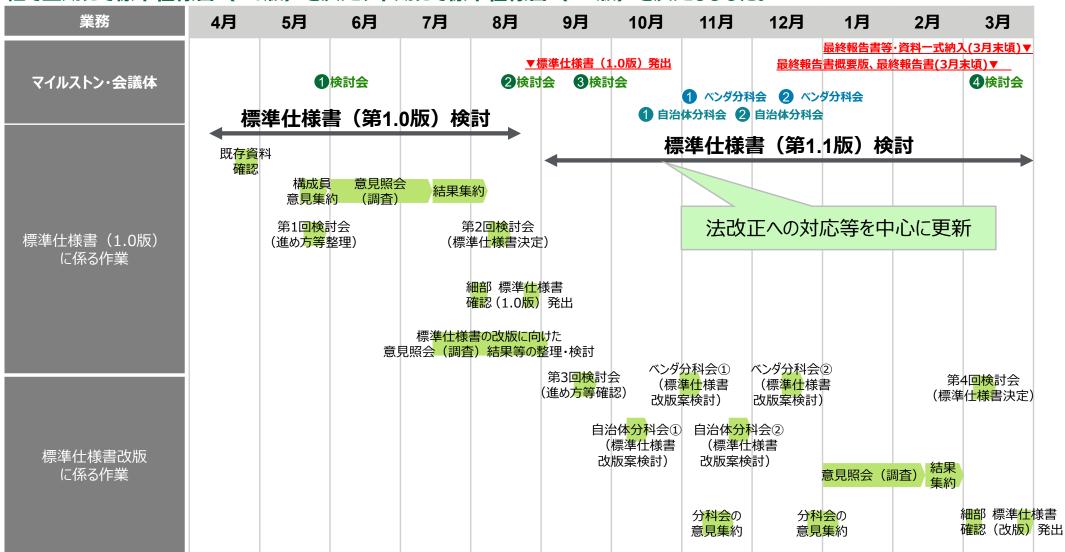
- ▶ 令和4年度上期では、令和3年度に作成された標準仕様書(案)及び令和4年度に新たに作成した標準仕様書 (本紙)に対して全国意見照会を実施し、収集された意見を踏まえ、有識者検討会にて標準仕様書(本紙)を含めた標準仕様書(1.0版)を最終化した
 - ✓ 主な討議事項:標準仕様書(案)の各要件の位置づけ及び検討対象、帳票要件の標準化対象範囲、機能要件・帳票要件種別の位置付け、様式に定めのある帳票の変更可能範囲、等

■ 標準仕様書(1.1版)案を最終化

- ▶ 令和4年度下期では、標準仕様書(1.0版)の改版に向けた論点にて洗い出しされた個別論点を自治体・ベンダ分 科会において議論し、標準仕様書(1.1版)案をまず合意した。そして、標準仕様書(1.1版)案に対して全国意見 照会を実施し、収集された意見を踏まえ、有識者検討会にて標準仕様書(1.1版)案を最終化した
 - ✓ 主な討議事項:新規業務(および機能・帳票)の追加、法令制度見直しの要望への対応、オンライン連携への対応、等

検討経緯(概要)令和4年度スケジュール

令和4年度では、令和3年度に作成した標準仕様書(案)に対して全国意見照会を実施し、有識者検討会での議論・承認を経て上期にて標準仕様書(1.0版)を決定、下期にて標準仕様書(1.1版)を決定しました。



検討経緯(個別論点)① 令和4年度上期

令和4年度上期に開催した有識者検討会を通じ、各種個別論点の協議を進め、標準仕様書(1.0版)の策定を進めました。

#	対象	論点
1	共通	機能要件「手当月額算出に必要な情報を登録、修正、削除、照会できること」について、オプションから必須にすべきか
2	共通	帳票詳細要件においてオプションとしている項目のうち、帳票タイトル、文言、注記文、審査文言については、帳票詳細要件の備考欄に例示した文章をベースとして自治体で修正可とし、また、提出書類についてはマスタ管理することとした上で、事務処理マニュアルの児童扶養手当提出書類一覧表に記載のある添付書類を最低限システムで管理する項目として良いか
3	共通	児童扶養手当証書に、都道府県等の区域内の住所変更時または支払金融機関変更時の変更内容を記入する欄をオプションとして追加することは適当か
4	新規認定請求	実務上必要な項目として、受給資格者台帳に以下の16項目をオプションとして追加することは適当か。 支給停止関係届・現況届に係る項目 (所得額・扶養人数・控除(寡婦・ひとり・雑損・医療費・小規模共済・配偶者特別)、養育費) 一部支給停止適用除外事由届出書に係る項目 (書類提出日、提出書類) 支給対象児童に係る項目 (父及び母の名前、父及び母の生年月日) 受給者に係る項目 (年金番号) 手当月額に係る項目 (内訳(第2子加算額、第3子以降加算額)) 障害に係る項目 (父又は母の障害の有期認定終了年月日)
5	現況届	現況届未提出者に対する支払差止処理の自動化に係る要件をオプションとして追加することは適当か

検討経緯(個別論点)② 令和4年度下期

令和4年度下期に開催した有識者検討会を通じ、各種個別論点の協議を進め、標準仕様書(1.1版)の改版を進めました。

#	対象	論点
1	新規機能・ 帳票の追加	• 意見照会にていただいた要望については、"類似要件が現状の標準仕様書にて規定されているか否かにより 取り込み可否を判断するものとしてよろしいでしょうか
		・ 法令や制度にて様式が定められていない帳票についても、標準化対象(標準オプション)とすることとしてよろしいでしょうか
2	新規業務(および機能・ 帳票)の追加	法令通知等で規定されていない業務は児童扶養手当業務の対象外として考え、当該業務に係る新規業務及び 新規機能の追加は行わないこととしてよろしいでしょうか
3	法令制度見直しの要望 への対応	法令通知等で規定されていない業務は児童扶養手当業務の対象外として考え、 当該業務に係る集計・報告方法の定義は行わないこととしてよろしいでしょうか
		市外転入時の認定審査は、移管された受給資格者台帳の情報を基に行うことを基本とし、 当該台帳に不足する情報がある場合には、標準仕様書として必要な対応を行うこととしてよろしいでしょうか
		将来的には住民から申請・提出を受ける全手続きのオンライン化について標準化を進めることとしたうえで、 改版に向けては、重点計画記載手続に係る業務及び機能を標準化することでよろしいでしょうか
4	オンライン連携への対応	・ 自治体間のオンライン連携については、デジタル庁の検討状況を踏まえ、継続的に検討をすることとしてよろしいでしょうか
		• 都道府県・町村間のオンライン連携については、デジタル庁の方針と検討状況を踏まえ、継続的に検討をすることとして よろしいでしょうか
5	その他	• デジタル庁主導で行った事業者による実装類型の点検結果を踏まえ、自社導入実績や業務観点でのご意見が 寄せられた11項目の機能及び管理項目を、実装必須から標準オプションに見直すこととしてよろしいでしょうか
		標準仕様書(1.1版)案における支援措置対象者に対する抑止機能に係る記載については、 他業務領域の標準仕様書の記載に平仄を合わせることとしてよろしいでしょうか

令和4年度第4回有識者検討会申し送り事項一覧

全国意見照会で中長期的な検討を要する事項について、引き続き検討を進めていく必要があると理解しています。

該当		申し送り事項		意見数
ツリー図・業 務フロー	09.支給停止 関係届等	業務フロー追加	• 「09.支給停止関係届」及び「10.公的年金併給認定」の業務フローについて、 「支給停止通知書等交付」後に「過払金計算」以降のフローを追加すべき、との 意見を踏まえ、対応を検討する。	3
機能要件	共通	自治体規模別の実装区分の 精査	・ 機能要件のレイアウト変更に伴う、都道府県、指定都市、福祉事務所未設置町村向け機能の実装区分を精査する。自治体規模ごとの実装区分の記載については、今後他領域の記載も踏まえ、記載の見直しも視野に入れて、考慮する。	45
	他システム連携	自治体間のオンライン連携	• 紙と郵送による台帳依頼ではなく、電子データで台帳を授受する仕組みを検討する。	1
		マイナンバー連携	• 「マイナンバ―制度における情報照会データの作成・連携にあたっては、対象者がマイナンバー利用拒否者である場合は、情報照会を不可とする機能を要件として追加する必要があると考える」との意見を踏まえ、マイナンバーを利用した事務に関する記載を整理する。	1
	手当支払	手当支払に関する機能の実装 範囲	• 「児童扶養手当法第14条第4号以外の理由で支給しないことを決定した場合に、支払いされない機能が必要」との意見を踏まえ、手当支払に関して、児童扶養手当システムで対応する範囲を精査する。	1
帳票要件	共通	帳票追加検討	・ 帳票の追加要望に対する対応を検討する。 【意見照会において要望を受けた帳票】 児童扶養手当証書の送付について、決裁用所得情報、児童扶養手当認定取 消通知書、児童扶養手当受給等証明書、返還金額算出表、債務承認書の送 付について、児童扶養手当返還金請求通知書、児童扶養手当分割納付額決 定通知書、お知らせ(その他異動について)、児童扶養手当支払時効通知書	16
共通		都道府県等において連携が必 要となる他システム等について	• 都道府県等向けの要件を精査するとともに、都道府県等における児童扶養手当システムにて連携が必要となる他システムを整理する。	4

令和4年度指定都市要件について

合計51件指定都市要件のうち、令和4年度に標準仕様書に反映済の要件が19件、令和8年度以降に標準仕様書に反映予定の要件が19件、残13件の要件が「再検討見直し」事項として、令和5年度に引き続き対応を検討することになりました。

- 令和4年度にデジタル庁から連携された、自治体システム標準化における指定都市要件について、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課が受け入れ後、合計51件要件のうち、13件が「成案」、25件が「成案予定」、5件が「再検討」、8件が「不採用」と判定した
- ▶ 上記の受入後の確認区分について、千葉市、横浜市、浜松市合計3つの指定都市、及び5つの事業者に当該機能要件の必要性や、他の機能要件との整合性について最終確認を求めた結果
 - □ 13件の「成案」項目につきまして、各制度所管課と合意した要件については、令和4年度末に標準仕様書に反映済
 - □ 25件の「成案予定」項目につきまして、各制度所管課と合意した要件については
 - ✓ システム改修に伴わない6件の項目は令和4年度末に標準仕様書に反映済
 - ✓ 残19項目は合意のタイミングにより、<u>令和8(2026)年度以降に標準仕様書へ反映する方針で、デジタル庁に</u> おいて引き続き調整となる
 - 5件「再検討」と8件「不採用」の合計13項目につきまして、併せて「再検討」項目と見直され、令和5年度に再検討することになった

(参考) 令和4年度末に標準仕様書に反映済「成案」指定都市要件一覧(1/3)

		事務名	事務名		1.1版標準仕様書改版	
#	機能ID	争物石(レベル1)	事物石 (レベル2)	検討事項	機能要件への反映内容	指定都市の 実装区分
1	0200018	00.児童扶養 手当共通	でスタ管理機能	右記の管理項目は指定都市の制度上、実 装オプションとして良いではないか。	通知書等の出力において、印字する文書番号の情報を登録、修正、削除、照会できること ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外 ※2 通知書等の帳票単位に管理できること ※3 文書番号の出力有無も管理できること 【管理項目】 文書番号	0
2	0200023			右記の管理項目は指定都市の制度上、必 須な機能ではないか。	通知書等の出力において、印字する問合せ先、 <u>来所場所情報</u> を一括で登録、修正、削除、照会できること ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外 【管理項目】 問合せ先・来所場所情報(郵便番号、住所、部署名、電話番号)	©
3	0200358			右記の管理項目は指定都市の制度上、必 須な機能ではないか。	手当月額算出に必要な情報を登録、修正、削除、照会できること ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は 対象外 【管理項目】 所得情報、所得内訳、分離・総合課税、所得加算情報(非課税公 的年金等収入額、養育費、16-19控除対象扶養親族申立書、障害、 特別障害、医療費、小規模共済等掛金、控除対象配偶者、その他 控除情報)	©
4	0200362			右記の管理項目は指定都市の制度上、実 装オプションとして良いではないか。	区間異動に伴う宛名情報や認定の異動に対応できること	0
5	0200365			他の政令指定都市等でも必要な機能と考 えられることから、必須機能として良いか。	「管理場所」単位で問合せ先、来所場所を設定できること	©

(参考) 令和4年度末に標準仕様書に反映済「成案」指定都市要件一覧(2/3)

		事務名	事務名		1.1版標準仕様書改版	
#	機能ID	手が石 (レベル1)	手が石 (レベル2)	検討事項	機能要件への反映内容	指定都市の 実装区分
6	0200374	00.児童扶養 手当共通	データ管理機能	受給者が多数に及ぶため、同一人物のデータを紐づけて管理できる機能は、支給事務の適正管理及び住民サービスの質の向上のために必要ではないか。	宛名番号付替処理に関し、対象者の宛名番号付替処理を行い、台 帳データを更新で きること	0
7	0200375			本市は、受給者・事務処理対象者が非常に多数に及ぶため、多くの方々を多くの事務所、多くのスタッフで支援を実施してる。 どのスタッフであっても過去の対応経過など情報を踏まえたきめ細かいサービスの質を維持するためには、メモ機能は重要な機能として追加すべきではないか。	メモ情報を登録、修正、削除、照会できること	0
8	0200381		帳票出力機 能	一括印刷は、予めスケジュールされた日時で 自動実行を可能とすることを要件に追記す る必要があるではないか。	印刷は個別/一括印刷ができること ※1 一括印刷の場合、スケジュール登録による自動実行及びパラメータ等で指定時点の対象者の抽出、一括出力を可能とすること	0
9	0200383			現況年度更新、年齢到達処理(額改定)及び基準額改定処理の事務処理軽減の為、バッチで処理を行っており、その証書を郵送交付としている。また、証書を送付する旨を記載した帳票、「証書の送付について」を作成している。標準仕様の実装オプションとして必要ではないか。	現況年度更新、年齢到達処理(額改定)及び基準額改定処理についてバッチ処理にて一括で行えること ※ 1 現況年度更新、年齢到達処理(額改定)及び基準額改定処理をバッチ処理にて行った場合は、「児童扶養手当証書等の交付について」を一括出力できること ■ 帳票詳細要件 児童扶養手当証書等の交付について■	0
1	0200391	01.新規認定 請求	認定請求受付	窓口における相談サービスの質の向上のために必要な機能ではないか。	児童扶養手当の支給額を計算(シミュレーション)を個別に実施できること	0

(参考) 令和4年度末に標準仕様書に反映済「成案」指定都市要件一覧(3/3)

		事務名事	事務名 事務名		1.1版標準仕様書改版		
#	機能ID	事物石 (レベル1)	争物石 (レベル2)	検討事項	機能要件への反映内容	指定都市の 実装区分	
1 1	0200444	13.現況届	現況未提出 者差止	現況届未提出者全員を把握し、差止処理 をするのは現実的ではなく、他団体でも必 要な機能と考えられることから、必須機能と して良いではないか。	現況届未提出者に対し、自動で支払差止処理がかかること	0	
1 2	0200446			時効到来予定者一覧に基づき「現況届未提出のお知らせ」を送付し、時効が完成した対象者の一覧に基づき資格喪失処理を行う必要があるため、帳票(一覧)を追加すべきではないか。 また、それぞれの送付時期(各自治体で設定)に応じて一覧が自動的に出力(配信)される機能を実装オプションとして追加すべきではないか。	事前設定した出力時期に時効到来予定者一覧及び時効完成者一覧を自動出力(配 信)できること	0	

(参考) 令和4年度末に標準仕様書に反映済「成案予定」指定都市要件一覧(1/2)

		事務名	事務名		1.1版標準仕様書改版	
#	機能ID	事物石 (レベル1)	事務石 (レベル2)	検討事項	機能要件への反映内容	指定都市の 実装区分
1	0200136	00.児童扶養 手当共通	帳票出力機 能	「保留通知書」を出力する機能について、 補正期限を管理項目の標準オプションとして	提出書類等に不備があった場合、「保留通知書」を出力できること	
		于当八旭	HC	追加すべきか。	■帳票詳細要件 保留通知書■	0
					【管理項目】 保留理由、補正期限	
2	0200385			「児童扶養手当証書」を出力する機能について、証書返付年月日、出力日を管理項目の標準オプションとして追加すべきか。	「児童扶養手当証書」を出力できること ※1 全部支給停止の受給資格者には「児童扶養手当証書」を出力 しないこと	
					■帳票詳細要件 児童扶養手当証書■	0
					【管理項目】 証書返付年月日、出力日	
3	0200388	01.新規認定 請求	認定請求受 付	管理項目の支給対象児童情報の「父又は 母の状況について」に事実婚解消をを管理 項目の標準オプションとして追加すべきか。	児童扶養手当の新規認定請求書及び所得状況等について、以下の 情報を登録、修正、削除、照会できること	
				大口ッ原子パンプコンCU C足加すいCが。	【管理項目】 (略) 支給対象児童情報((略)父又は母の状況について(離婚、死亡、 障害、生死不明、遺棄、保護命令、拘禁、未婚、 <u>事実婚解消</u> 、その 他)(略)) (略)	0

(参考) 令和4年度末に標準仕様書に反映済「成案予定」指定都市要件一覧(2/2)

		事務名	事務名		1.1版標準仕様書改版	
#	機能ID	事物石 (レベル1)	手が石 (レベル2)	検討事項	機能要件への反映内容	指定都市の 実装区分
4	0200435	12.障害等認定	障害等認定 受付	管理項目の障害情報に障害内容確認書類、障害手帳の種類、障害手帳の種類、障害手帳交付日標準オプションとしてを追加するか。	児童扶養手当の障害等認定ついて、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 ・障害等認定対象者情報(再診年月日、在留期間開始日、在留期間満了日、拘禁開始年月日、拘禁終了予定年月日) ・障害情報(障害名、障害等級、障害種別、障害手帳番号、障害手帳発行者、障害内容確認書類、障害手帳の種類、障害手帳交付日) ※1 障害福祉情報等を参照している場合は登録、修正、削除の処理は対象外	0
5	-	13.現況届	児童扶養手 当現況届案 内	「持参するもの」欄について、各市で必要なものに合わせ、自由に持ち物を追加・削除できるようにするか。	【帳票詳細要件の「備考(表示条件など)」に以下を追記】 ・本案内・児童扶養手当証書(支給停止の方は不要)・続柄記載の世帯全員の住民票・下記添付書類の他、自治体職員が任意に設定できること	-
6	0200460	19.住記異動 管理	住記異動者 処理	住所変更処理、扶養義務者変更処理がで きる要件を標準オプションとして追加するか。	異動事由に応じて、住所変更処理、扶養義務者変更処理ができること	0
7	0200462	20.所得再判 定	所得再判定	右記の管理項目は指定都市の制度上、実 装オプションとして追加すべきか。	遡及した年月の支給手当月額の算出を可能とすること	0
8	0200463			右記の管理項目は指定都市の制度上、実 装オプションとして追加すべきか。	所得判定の結果過払が発生した場合は過払処理ができること	0

令和4年度領域間の整合作業について

昨年度、デジタル庁が示された領域間の整合作業対応における、児童扶養手当システム側と関連している要件について、標準 仕様書の要修正箇所を特定し、第1.1版の改版に反映しました。

- ▶ 標準化業務の共通事項への対応
 - 下記標準化業務の共通事項との整合を確認し、標準仕様書1.1版に反映済
 - 標準化基本方針
 - ガバメントクラウドの利用に関する基準
 - 共通機能の標準
 - 非機能要件の標準
 - データ要件・連携要件の標準

▶ 横並び調整方針への対応

- 横並び調整方針のうち、1.0版に未反映の事項について対応済
 - 機能要件のレイアウトを統一的なレイアウトに見直した
 - 引越OSSへの対応要否、及び対応する場合の児童扶養手当側で必要となる対応を実施した
 - 機能ID採番ルールを見直した
 - デジタル庁公表資料「検討すべき点について」を踏まえ、児童扶養手当側で必要となる対応を実施した

- 1. 児童扶養手当業務プロセス・情報システム標準化について
- 2. 有識者検討会等の運営について
- 3. 令和4年度検討経緯の振り返り
- 4. 令和5年度の検討論点
- 5. 意見照会の進め方
- 6. 今後のスケジュール

令和5年度の検討論点と運営方針

【凡例】: アジェンダとして扱う会議

事務局側で論点及び議論の方向性を整理した上で、検討会にて事前提示した後、自治体/ベンダ分科会にて取り上げる討議事項について、討議いただく想定です。

運営方針

検討·共有事項

<u>今年度の</u> 検討コンセプト

「令和7年度末までの 移行を如何に スムーズに行うか」

- 令和5年度(2024年3月)までは、基本的にシステム改修を伴わない要件や、法令に定められた対応要件のみ、標準仕様書への 改版に反映
- 但し、システム改修に伴る要件でも、**優先度が高いと思われる項目** (現行業務で対応する必要があるもの等)については自治体分 科会にて、ニーズを確認し、ベンダ分科会にて当該要望の実装可否 及び予想工数について確認することも想定

• 令和7年度までに、原則全ての地方自治体が<u>ガバメントクラウド</u> 上に構築された標準化基準に適合したシステムなどへの移行を目 指すこととしているが、この目標に対してベンダが抱える課題について、 目線を合わせる

- 1.令和4年度の全国意見照会において 中長期的な検討を要するとした事項 (申し送り事項)の取り扱い方針確認
- 2.令和5年度「再検討見直し」の 指定都市要件の取り扱い方針共有
- 3.振り仮名法制化に伴う標準仕様書改定及びシステム改修方針共有
- 4. 令和5年度領域間の整合作業の方針共有

有識者検討会
自治体分科会
ベンダ分科会

5.ガバメントクラウドへのシステム移行における ベンダが抱える課題の目線合わせ

有識者検討会グンダ分科会

論点1.申し送り事項の取り扱い方針(事務局案)

令和5年度(2024年3月)までは、基本的にシステム改修を伴わない要件や、法令に定められた対応要件のみ、標準仕様書への改版に反映予定です。

令和5年度の取り扱い方針	該	当	申し送り事項	対応詳細
	ツリー図・ 業務フロー	09.支給 停止関係 届等	①業務フロー追加	業務フローの不整合が生じている状態であり、機能追加も不要と思われるので、業務フローを修正する方向で考えたい
■ 令和5年度改版に反映予定	機能要件	共通	②自治体規模別の 実装区分の精査	現行仕様書は、「中核市」を想定して、必要機能を定義しているゆえに、都 道府県、指定都市、小規模自治体等については、機能の過不足精査が不 十分自治体規模別の実装区分を精査後、改版に反映
今年度の検討範囲 			③「要件の考え方・ 理由」の追記依頼	他のシステムについては、「要件の考え方・理由」欄への記載が多くみられたが、 今年度は要望があった事項について、改版に反映
■ 令和6年度以降に行う、令和 8年度以降のシステム改修に	機能要件	手当支払	④手当支払に関する 機能の実装範囲	• <u>昨年度の意見提出自治体に内容を確認して</u> 、方向性を検討する必要あり (既存の標準仕様で既に当該要望に対応している可能性があるため)
向けた改定時に検討予定 ■ ニーズ確認のみ、令和5年に 度実施予定	帳票要件	共通	⑤帳票追加検討	 法令で定められていない(機能向上のための)帳票機能の修正、追加は原則、来期以降対応としたい 但し、改訂はしやすいものが、存在する意見であると想定されるため、自治体にニーズにを確認、対応可能性はベンダに確認
	機能要件	他システム 連携	⑥自治体間の オンライン連携	自治体間のオンライン連携への対応は、デジタル庁による公共サービスメッシュ等に係る検討状況など、他検討事項を各関係者と調整しながら検討する必要があるため、令和8年度以降の改版時に検討予定
■ 令和6年度以降に行う、令和 8年度以降のシステム改修に 向けた改定時に検討予定			⑦マイナンバー連携	マイナンバーに関する検討状況など、他検討事項を各関係者と調整しながら 検討する必要があるため、令和6年度以降に行う、令和8年度以降のシス テム改修に向けた改定時に検討予定
Injv//で成在M4に(Aという)	共通		⑧都道府県等において 連携が必要となる 他システム等について	これまでは中核市で求められる要件をもとに標準仕様書を整理他の自治体で必要な業務について、児童扶養手当システムの要件として整理すべきかどうか、他20領域の検討と平仄を合わせたいため、令和8年度以降の改版時に検討予定

申し送り事項への対応方針 一令和5年度改版に反映予定(1/2)

#	申し送り事項	昨年度の討議結果	今年度の取り扱い方針(事務局案)
1	【業務フロー追加】 「09.支給停止関係届」及び「10.公的年金併給認定」の業務フローについて、「支給停止通知書等交付」後に「過払金計算」以降のフローを追加すべき、との意見を踏まえ、対応を検討	次回の改版以降に 検討することとした	 現状、「04.額改定(減員)」、「05.市外転出」、「06.資格喪失」、「12.障害等認定」、「13.現況届」、「18.年齢到達」などに「過払金計算」以降のフローがあるが、「09.支給停止関係届」及び「10.公的年金併給認定」の「支給停止通知書等交付」後に「過払金計算」以降のフローがない 原則、不整合が生じている状態であり、機能追加も不要と思われるので、業務フローを修正する方向で考えたい
2	【自治体規模別の実装区分の精査】 機能要件のレイアウト変更に伴う、都道府県、指定都市、福祉事務所未設 置町村向け機能の実装区分を精査する。自治体規模ごとの実装区分の記 載については、今後他領域の記載も踏まえ、記載の見直しも視野に入れて、 考慮する	 機能要件のレイアウト変更に伴う、都道府県、指定都市、福祉事務所未設置町村向け機能の実装区分の精査 	【背景】 • 現行仕様書は、「中核市」を想定して、必要機能を定義 (ゆえに、都道府県、指定都市、小規模自治体等については、機能の過不足精査が不十分)
	a. 【都道府県の住基システム連携関連機能の精査】※計5件 都道府県は住民記録システムおよび住民税システムとの連携は対象 外のため、該当システムのデータを使用・参照する機能は実装区分の 対象外にすべき、との意見を踏まえ実装区分を精査		 都道府県のシステムでは、住民記録システム、住民税システムとの連携は対象外、従って、これらのシステムのデータを活用する機能は、都道府県では対象外とすべき 但し、現行業務において、これらのシステムのデータが活用されているかどうかは、別途、都道府県への確認が必要
	b. 【指定都市の管理区関連機能の精査】※計19件 「管理区によって帳票に印字される問い合わせ先が変わることから、政 令市においては管理区(管理場所)情報の管理が必須となるので はないか」、「管理区(管理場所)は指定都市のみ実装オプションの為、 他の自治体は実装対象外ではないか」、との意見を踏まえ実装区分 を精査		 「管理区」関連機能は指定都市のみの機能であるが、現在の仕様書では、指定都市も、それ以外も全て「標準オプション」と定義されている 指定都市は「必須(◎)」、それ以外は「対象外(-)」にすべき

申し送り事項への対応方針 一令和5年度改版に反映予定(2/2)

#	申し	送り事項	昨年度の討議結果	今年度の取り扱い方針(事務局案)
2	機能置町	台体規模別の実装区分の精査】 要件のレイアウト変更に伴う、都道府県、指定都市、福祉事務所未設 村向け機能の実装区分を精査する。自治体規模ごとの実装区分の記 ついては、今後他領域の記載も踏まえ、記載の見直しも視野に入れて、 する	 機能要件のレイアウト変更に伴う、都道府県、指定都市、福祉事務所未設置町村向け機能の実装 	【背景】 ・ 現行仕様書は、「中核市」を想定して、必要機能を定義 (ゆえに、都道府県、指定都市、小規模自治体等については、機能の過不足精査が不十分)
	C.	【福祉事務所未設置町村の支払関連機能の精査】※計11件 福祉事務所未設置町村で支払は実施しないため、支払関連の機 能要件や、「未支払額」・「過払額」などの管理項目としては「対象 外」または「実装オプション」への変更すべき、との意見を踏まえ実装区 分を精査	区分の精査	福祉事務所未設置町村における児童扶養手当業務は、都道府県が代替して支給する従って、福祉事務所未設置町村の支払関連の機能要件や管理項目をすべて「対象外」で改版に反映
	d.	【福祉事務所未設置町村の現況届関連機能の精査】※計3件福祉事務所未設置町村では、現況届の出力が対象外の為、関連する「現況届提出依頼・受付」、「一部支給停止措置案内・適用除外事由受付」等の機能要件を対象外に変更すべき、との意見を踏まえ実装区分を精査		 福祉事務所未設置町村の一部では、現況届の受付を行っている自治体も存在 ゆえに、「現況届提出依頼・受付」は、一律、「対象外」とはできないため、「標準オプション」が望ましい それ以降のプロセスは対象外のため、指摘通り「対象外」とする
	e.	【その他の個別の自治体規模別機能の精査】※計7件 その他の7件の個別の自治体規模別機能の精査依頼に対して、ご 意見を踏まえ実装区分を精査		• 各業務に対して、自治体規模ごとに必要業務であるかどうかを確認したうえで、改版への対応を検討
3	機能	件の考え方・理由」の追記依頼】 要件の検討経緯や、1.1版で追加された項目の「要件の考え方・理 D追記依頼等	「要件の考え方・理由」欄への記載については、来年度以降に申し送りいたします	他のシステムについては、「要件の考え方・理由」欄 への記載が多くみられたが、今年度は要望があった 事項について、改版に反映

申し送り事項への対応方針 ーニーズ確認のみ実施予定

#	申し	送り事項	昨年度の討議結果	今年度の取り扱い方針(事務局案)
4	「児童 場合	当支払に関する機能の実装範囲】 直扶養手当法第14条第4号以外の理由で支給しないことを決定した に、支払いされない機能が必要」との意見を踏まえ、手当支払に関して、 扶養手当システムで対応する範囲を精査	・ 未実装機能に対する 追加要望のため、今 年度の取り込みに向 けた検討は見送りと します	昨年度の意見提出自治体に、内容を確認して、 方向性を検討する必要あり (既存の標準仕様で既に当該要望に対応している 可能性があるため)
5		票追加検討】 の追加要望に対する対応を検討する	 機能要件のレイアウト変更に伴う、都道府県、指定都市、福祉事務所未設置町村向け機能の実装区分の精査 	法令で定められていない(機能向上のための)帳 票機能の修正、追加は原則、来期以降対応とし たい (※詳細はp.41~p.45参照)
	a.	【機能向上のための新規帳票機能追加要望】※計11件 【意見照会において要望を受けた帳票】 児童扶養手当証書の送付について、決裁用所得情報、児童扶養 手当認定取消通知書、児童扶養手当受給等証明書、返還金額 算出表、債務承認書の送付について、児童扶養手当返還金請求 通知書、児童扶養手当分割納付額決定通知書、お知らせ(その 他異動について)、児童扶養手当支払時効通知書		 機能向上のための帳票機能の修正、追加であるため、原則、来期以降対応としたい 但し、改定のニーズが高いものや改訂はしやすいものが、存在する意見であると想定されるため、自治体にニーズにを確認、対応可能性はベンダに確認することも可(分科会前のアンケートで確認する)
	b.	【機能向上のための既存帳票のレイアウト修正要望】※計5件 児童扶養手当受給資格者台帳を用紙2枚に収まるレイアウトに変更、 現況届の住所機能欄を拡張、「児童扶養手当現況届記入要領」と 「児童扶養手当現況届」の分割等		 機能向上のための帳票レイアウト修正であるため、原則、来期以降対応としたい(システム開発へのインパクトも比較的大きいものと想定) 但し、改定のニーズが高いものや改訂はしやすいものが、存在する意見であると想定されるため、自治体にニーズにを確認、対応可能性はベンダに確認することも可(分科会前のアンケートで確認する)

申し送り事項への対応方針 一令和6年度以降に検討予定

#	申し送り事項	昨年度の討議結果	今年度の取り扱い方針(事務局案)
6	【自治体間のオンライン連携】 紙と郵送による台帳依頼ではなく、電子データで台帳を授受する仕組みを検討する	自治体間のオンライン連携への対応は、デジタル庁による公共サービスメッシュ等に係る検討状況を踏まえ、継続的に検討を実施します	自治体間のオンライン連携への対応は、デジタル庁による公共サービスメッシュ等に係る検討状況など、他検討事項を各関係者と調整しながら検討する必要がある。また、機能追加実装が発生し、業務遂行を高度化する目的とした意見のため、令和8年度以降の改版時に検討予定
7	【マイナンバー連携】 「マイナンバー制度における情報照会データの作成・連携にあたっては、対象者がマイナンバー利用拒否者である場合は、情報照会を不可とする機能を要件として追加する必要があると考える」との意見を踏まえ、マイナンバーを利用した事務に関する記載を整理する	• 関係機関と調整し、 適切な記載を今後 検討します	マイナンバーに関する検討状況など、他検討事項を 各関係者と調整しながら検討する必要がある。また、 機能追加実装が発生し、業務遂行を高度化する 目的とした意見のため、令和8年度以降の改版時 に検討予定
8	【都道府県等において連携が必要となる他システム等について】 都道府県等向けの要件を精査するとともに、都道府県等における児童扶養 手当システムにて連携が必要となる他システムを整理する	・ 都道府県等要件に ついては、他システム との連携要件を含め 十分な検討がなされ ていないため、いただ いたご意見も踏まえ て引き続き検討を進 めていきます	 これまでは中核市で求められる要件をもとに標準仕様書を整理 他の自治体で必要な業務について、児童扶養手当システムの要件として整理すべきかどうか、他20領域の検討と平仄を合わせたいため、令和8年度以降の改版時に検討予定

(参考) ⑤帳票追加検討 一機能向上のための新規帳票機能追加要望(1/3)

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	検討事項	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	昨年度の議論結果	
1		01.新規認定請求	認定審査	現行システムに、審査認定時の決裁根拠の資料として所得の内容を記載した、「決裁用所得情報」を作成する機能を実装している自治体がある。 (税情報や年金情報を元に、非課税所得を含めた児童扶養手当用所得を算出した上で判定を実施していることから、決裁にあたっては判定の根拠となる所得情報を示す必要があるため) 該当機能を、全自治体の標準仕様に任意の実装機能として追加すべきか	審査認定処理後に「決裁用所得情報」 (判定にあたっての受給者・扶養義務者 の所得情報)を作成できること	・ 帳票追加については、定義している他の帳票で代用できないかの比較検討等、レイアウト提供や属性等詳細な情報を得ながら追加可否について慎重に検討する必要があるため、今後の標準仕様書の改版を行う中で検討していく	
2	0200204	06.資格喪失	資格喪失受付	現行システムでは、資格喪失の処理で対応する場合は、機能要件に当該機能を追記及び認定取消に係る通知が発行できる機能を実装している自治体がある。 該当機能を、全自治体の標準仕様に任意の実装機能として追加すべきか	児童扶養手当の資格喪失届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 (略) ・資格喪失情報(喪失事由、喪失事由発生年月日) ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外 ※2 認定時点に遡り資格喪失となる場合にも、資格喪失の登録ができること ※3 認定取消の場合は、資格喪失の登録及び児童扶養手当認定取消通知書が発行できること		

(参考) ⑤帳票追加検討 一機能向上のための新規帳票機能追加要望(2/3)

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	検討事項	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	昨年度の議論結果
3	-	15.手当支払	支払額登録	現行システムに、「支給のまま当初支払 予定より2年経過した受給者に対して、 支払時効処理を行うための対象者を抽 出する」機能、及び時効完成を通知する 文書「児童扶養手当支払時効通知書」 を作成する機能を実装している自治体が ある。 該当機能を、全自治体の標準仕様に必 須の実装機能として追加すべきか	支払予定者に関する情報を一覧で確認できること 未支給のまま当初支払予定より2年経過した支給情報がある受給者及び手当の情報を一覧で確認できること ※1 支分権の時効が完成した場合、 「児童扶養手当支払時効通知書」を出力できること	 EUC機能で同様の事務を実現することが可能として、原案のとおりとする 帳票追加については、定義している他の帳票で代用できないかの比較検討等、レイアウト提供や属性等詳細な情報を得ながら追加可否について慎重に検討する必要があるため、今後の標準仕様書の改版を行う中で検討していく
4	-	16.過払管理	過払金·返納方 法登録	現行システムでは、市民サービス、過誤防止及び事務効率の観点から、返還金事務にて、過払い発生時に支払期、支払	過払金が発生した場合に支払期、支払 済額、過払額を記載した帳票「返還金 額算出表」を作成できること	• 帳票追加については、定義している他の帳票で代用できないかの比較検討等、レイアウト
5	-			済額、過誤払額を記載した帳票「返還 金額算出表」を作成する機能を実装している自治体がある。	過払金が返還金となった場合に「債務承 認書の送付について」を作成できること	提供や属性等詳細な情報を 得ながら追加可否について慎 重に検討する必要があるため、
6	-			 該当機能を、全自治体の標準仕様に任 意の実装機能として追加すべきか	過払金が返還金となった場合に「児童扶 養手当返還金請求通知書」を作成でき ること	今後の標準仕様書の改版を 行う中で検討していく
7	-				過払金が返還金となった場合で納付交 渉の結果分割納付による返還になった場 合に「児童扶養手当分割納付額決定通 知書」を作成できること	
8	0200317	19.住記異動管 理	住記異動者処 理	現行システムでは、住民記録情報を管理 するシステムからの異動情報の連携により、 住記異動が判明した場合に、受給者に 対して変更の届出を促すためのお知らせ 帳票「お知らせ(その他異動について)」 を出力可能とする機能を実装している自 治体がある。 該当機能を、全自治体の標準仕様に任 意の実装機能として追加すべきか	住記異動者、同居別居不整合者 <u>に対し</u> 「お知らせ(その他異動について)」を出 力できること	

(参考) ⑤帳票追加検討 一機能向上のための新規帳票機能追加要望(3/3)

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	検討事項	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	昨年度の議論結果
9		15.手当支払	支払処理	現行業務では、受給者から様々な理由で発行を求められる手当支払証明書を、窓口で即時発行している自治体がある。 他団体でも必要な機能と考えられるため、該当機能を、全自治体の標準仕様に必須の実装機能として追加すべきか	手当支払証明について、任意の期間内 の証明書を出力できること 【出力項目】受給者氏名、住所、生年月 日、証明期間、手当名称、支給有無、 支給金額、証明日、証明者、公印	・ 帳票追加については、定義している他の帳票で代用できないかの比較検討等、レイアウト提供や属性等詳細な情報を得ながら追加可否について慎重に検討する必要があるため、今後の標準仕様書の改版を
1 0	-			現行業務では、住宅会社等よりローンを 組んだ際に、支給日、支給金額等を含む 児童扶養手当の受給証明書の提出を 求められる住民が多く抱える自治体があ る。 該当機能を、全自治体の標準仕様に任 意の実装機能として追加すべきか	「児童扶養手当受給等証明書」を出力 できること	行う中で検討していく
1 1	0200138	00.児童扶養手 当共通	帳票出力機能	現行システムでは、現況年度更新、年齢 到達処理(額改定)及び基準額改定 処理については事務処理軽減のためバッ チで処理を行っており、証書を窓口交付 ではなく郵送交付としているため帳票「児 童扶養手当証書の送付について」を出力 できる機能を実装している自治体がある。 (窓口交付の場合と郵送交付の場合で 別の出力内容とする必要があるため) 該当機能を、全自治体の標準仕様に任 意の実装機能として追加すべきか	「児童扶養手当証書の送付について」を出力できること 現況年度更新、年齢到達処理(額改定)及び基準額改定処理をバッチ処理で行った場合は、通知書及び証書を郵送交付するため「児童扶養手当証書の送付について」を一括作成できること ■帳票詳細要件 児童扶養手当証書の送付について ■ 【管理項目】 来所日時、場所、持参するもの	

(参考) ⑤帳票追加検討 一機能向上のための既存帳票のレイアウト修正要望(1/2)

#	機能ID	事務名 (レベル1)	帳票名	検討事項	帳票レイアウト修正案	昨年度の議論結果
1	-	01.新規認定請 求	児童扶養手当 受給資格者台 帳	該当帳票を、用紙2枚に収まるレイアウト に変更すべきか。 (両面刷りの1枚であるほうが、送付する 市町村も受取る市町村側も管理がしや すいため)	「児童扶養手当受給資格者台帳」を、 用紙2枚に収まるレイアウトに変更	将来的に検討を進める予定の 自治体間のオンライン連携等 も見据えて、帳票レイアウトに ついては継続的に検討する
2	-	13.現況届	児童扶養手当 現況届	該当帳票を、用紙2枚に収まるレイアウト に変更すべきか。 (大規模自治体では、印刷枚数が増え ることで印刷に多大な時間がかかることに なり、また、大量の個人情報が記載され た書類を整理する時、ヒューマンエラーが 起こる可能性が高くなるため)	「児童扶養手当現況届」を、用紙2枚に 収まるレイアウトに変更	・ 帳票レイアウトについては、関係府省及び原課と連携しながら継続的に検討する
3	-			該当帳票の住所欄が狭く、記載の内容 が長いと入りきらない場合が発生すると思 われるため、住所欄を拡張すべきか。	「児童扶養手当現況届」の住所欄を拡 張	
44				該当帳票の裏面の文言について、指定の 内容をA4用紙1枚に収めるのは難しく、 また、表面とは異なり裏面については全受 給者で一律の文言となるため、発送時の 封入封緘作業等を考慮し右記の通り様 式を分割すべきか。 〈分割することによる利点〉 ・事前送付する場合、発送作業(封 入封緘等)における確認作業が容易に なる ・事前送付する場合、受給者からの返 送時に裏面2枚目が同封される心配が なくなる ・事前送付しない場合、窓口用に事前 印刷しておくことで使い回しが可能(用 紙の節約)	「児童扶養手当現況届」の様式を分割 ①児童扶養手当現況届 これまで表面とされていた内容 ②児童扶養手当現況届記入要領 これまで裏面とされていた内容	

(参考) ⑤帳票追加検討 一機能向上のための既存帳票のレイアウト修正要望(2/2)

#	機能ID	事務名 (レベル1)	帳票名	検討事項	帳票レイアウト修正案	昨年度の議論結果
5	-	14.一部支給停 止(第13条の3 関係)	児童扶養手当 の受給に関する 重要なお知らせ	該当帳票の2ページ目以降の文言について、指定の内容をA4用紙1枚に収まらない前提となっている。また、1ページ目とは異なり2ページ目以降については全受給者で一律の文言となるため、発送時の封入封緘作業等を考慮し右記の通り様式を分割すべきか。 〈分割することによる利点〉 ・発送作業(封入封緘等)における確認作業が容易になる	「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」の様式を分割 ①児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ これまで1ページ目とされていた内容 ②児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ補足 これまで2ページ目以降とされていた内容	・ 帳票レイアウトについては、関係府省及び原課と連携しながら継続的に検討する

論点2.指定都市要件の取り扱い方針(事務局案)

令和5年度(2024年3月)までは、基本的にシステム改修を伴わない要件や、法令に定められた対応要件のみ、標準仕様書への改版に反映予定です。

令和5年度の取り扱い方針	指定都市要件	対応詳細
 ■ 令和6年度以降に行う、令和8年度以降のシステム改修に向けた改定時に検討予定 ■ ニーズ確認のみ、令和5年度に実施予定 今年度の検討範囲 	令和5年度「再検討見直し」の 指定都市要件	 当該要件は令和4年度の指定都市要件として起票されたが、指定都市と事業者に当該機能要件の必要性について最終確認を求めた結果、「要件見直しの要望が少ない」や「各団体の業務継続性や現状のパッケージベンダの実装を勘案し対応なし」などの理由で、令和5年度の「再検討」事項と見直した 該当13件要望につきまして、全て法令で定められていない(機能向上のための)機能・帳票要件の修正要望であるため、追加は原則、来期以降対応としたい 但し、改訂はしやすいものが、存在する意見であると想定されるため、指定都市(20か所)にニーズを確認、対応可能性はベンダに確認

12月26日に発出	1月16日 本日	2月6日 2時間	2月中旬 2時間	3月中旬 2時間
事前アンケート	有識者検討会(第1回)	自治体分科会	ベンダ分科会	有識者検討会(第2回)
指定都市要件ついて 指定都市(20か所)に対して、 ニーズを調査し、把握 (※詳細はp.47~p.50参照)	上記方針について合意	事前アンケートの集計速報 について共有	原則、半数以上の指定 都市からニーズがあった機 については、ベンダに対応 可能性を事前に確認	13件指定都市要件の対応 方針について、報告、確認
			機能追加が生じるものは、 今後の要件(8年度以降 のリリース)として整理	//

(参考) 指定都市要件継続案件 -他システムとの連携要望

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	検討事項	指定都市標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	昨年度の議論結果
1		00.児童扶養手 当共通	他システム連携	事務処理軽減のため、現行システムから、 医療助成システムへ現況年度更新結果 の情報連携処理を実施している指定都 市がある。 該当「医療助成システムとの情報連携処 理の機能」を、全指定都市の標準仕様 に任意の実装機能として追加すべきか	医療助成システムへ渡す現況年度更新 結果データを作成し連携できること。 ※1 連携回数及び連携時期をマスタで 設定できること。	• 【修正要望】各団体の業務継続性や現状のパッケージベンダの実装を勘案し対応なし
2	-			児童扶養手当システムの指定都市の標準仕様として、「一時保護情報システムとの連携」が必要だと考えているため、任意の実装機能として追加すべきか	児童福祉法による障害児入所支援、措置若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報(異動情報を含む)、一時保護情報と連携し、児童扶養手当システムで利用できること ※1 連携は、共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず、児童扶養手当システムで利用できること ※3 連携頻度は随時・週次・月次・年次等とする	データ要件・連携要件についてはデジタル庁にて整理することとなっているため、意見対象外とする

(参考) 指定都市要件継続案件 -機能向上のための既存帳票機能修正要望

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	検討事項	指定都市標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	昨年度の議論結果
1	0200116	00.児童扶養手 当共通	データ管理機能	現在の標準仕様では、児童扶養手当の 登録住所とは異なる送付先が設定されている場合、その送付先を優先することにしている。 サービス向上のため、「手当の登録住所と 送付先住所、または転出先の設定がある場合については、個別出力時、どの住所 を使用するか任意で選択可能」のように、 全指定都市の標準仕様に任意の実装 機能として修正すべきか	指定した条件に該当する対象者の「宛名シール」、もしくは窓あき封筒に対応した形式での「宛名状」を出力できること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	要件見直しの要望が少ないことから、仕様書への反映は見送りとする 送りとする
2	0200173		一部管理機能	EUC機能として、「関連者の検索」をが必要だと考えているため、全指定都市の標準仕様に任意の実装機能として追加すべきか	EUC機能として、以下の共通要件を満たすこと ・抽出条件は各業務にて対象とする一覧に関する管理項目を対象とし、任意に指定できること・抽出条件は、演算子(and/or、=、≠、>、<、≧、≦、部分一致、前方一致、後方一致等)に対応していること。・表示・出力項目は各業務にて抽出対象となる一覧に関連する管理項目、および住民記録情報等の関連する項目を対象とし、任意に指定できること・設定した抽出条件、表示項目、表示順等を保存でき、再度利用できること(略)・関連者検索できること	

(参考) 指定都市要件継続案件 -機能向上のための新規帳票機能追加要望

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	検討事項	指定都市標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	昨年度の議論結果
1	-	00.児童扶養手 当共通	データ管理機能	現行システムに、「支給要件別、申請者別(父・母・養育者)別の受給状況を抽出し、一覧を確認、データの加工の機能」を実装している指定都市があるため。 該当機能を、全指定都市の標準仕様に任意の実装機能として追加すべきか	支給要件別、申請者別(父・母・養育者)別の受給状況を抽出し、一覧を確認、データの加工ができること	-
2	-	03.額改定請求(増員)	額改定請求 (増員)受付	現行システムに、H列の「標準仕様(修正案)」に記載している機能を実装している指定都市があるため。	「証書保管証明書(額改定受付中)」 (証書を預かり保管していることを証明す る帳票(額改定受付中))を出力でき ること	• 追加を要望する帳票の提供が ないため、原案のとおりとする
3	-	06.資格喪失	資格喪失通知	該当機能を、全指定都市の標準仕様の 任意の実装機能として追加すべきか。 (対象者が多数に及び、事務の実施に	「資格喪失通知書(辞退)」(受給資格 が喪失したことを通知するための文書(辞 退者のみ))を出力できること	
4	-	08.登録情報 変更	登録情報変更 受付	 	「証書保管証明書(その他)」(証書を 預かり保管していることを証明する帳票 (その他))を出力できること	
5	-	10.公的年金 併給認定	公的年金併給 受付		「公的年金受給状況案内文」(公的年 金併給者に対して送付する通知書)を 出力できること	
6	-	13.現況届	現況届受付		「証書保管証明書(現況届提出中)」 (証書を預かり保管していることを証明す る帳票(現況届提出中))を出力でき ること	
7	_				「簡易書留郵便物受領証」(現況届の 提出命令書を発送した受領証、資格喪 失通知書を発送した受領証)を出力できること	
8	-				「簡易書留郵便物受領証(辞退)」(資格喪失通知書を発送した受領証(辞退者のみ)を出力できること	

(参考) 指定都市要件継続案件 -機能向上のための既存帳票のレイアウト修正要望

#	機能ID	事務名 (レベル1)	帳票名	検討事項	指定都市標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	昨年度の議論結果
1	-	14.一部支給停 止(第13条の3 関係)	児童扶養手当 一部支給停止 適用除外事由 届出書	「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」の余白部分に、「令和○年度現況」もしくは「令和○年○月経過月」を印字すべきか。 (既に経過月が経過しており現況届提出時期に毎年送付すべき人なのか、今回の現況届提出時期に初めて送付する人なのかを区別するため	除外届の余白部分に「令和○年度現 況」もしくは「令和○年○月経過月」と記 載する	要件見直しの要望が少ないことから、仕様書への反映は見送りとする 送りとする

論点3.振り仮名法制化に伴う標準仕様書の改定及びシステム改修方針共有

振り仮名法制化に伴う標準仕様書の改版は令和5年度末までに行い、システム改修は令和6年度末までに対応いただきます。

【振り仮名法制化背景*】

現状、行政機関が保有する「氏名」の情報の多くは漢字であり、外字が使用されている場合にはデータベース化の作業が複雑となり、特定の者の検索に時間を要 する。また、金融機関等において氏名の振り仮名が本人確認のために利用されている場合があるところ、複数の振り仮名を使用して別人を装い、各種規制を潜脱 しようとすることが懸念される。そのため、行政のデジタル化の推進に当たり、氏名の振り仮名を一意のものに特定し、公証するニーズが高まっている

これを受け、デジタル社会形成整備法附則第73条において「政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名 又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含 め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされた

【標準仕様書への影響】

「フリガナ」に関する表記を下記二つに使い分ける

■「振り仮名 |: **日本人氏名における振り仮名**を指す

■「フリガナ」: 旧氏並びに外国人氏名及び通称名を指す

機能要件

「受給資格者氏名/死亡した受給資格者情報(カナ)/ (新・旧カナ 氏名)」、「請求者/請求者(である児童)情報(カナ氏名)」、「支 給対象児童情報(新・旧カナ氏名)」、「父・母のカナ氏名」、「有期対 象者(カナ氏名)」、「口座名義人(カナ)」、「届出者情報(カナ氏 名) |、「転入届情報(カナ氏名) | などの表記を一様に

「○○氏名(振り仮名(フリガナ)) と修正

帳票詳細 要件/帳票 レイアウト

帳票詳細要件/帳票レイアウト:「(ふりがな)」、「カナ氏名」、「口座名 義人カナ はどの表記を一様に「〇〇氏名の振り仮名」と修正

^{*}総務省令和5年10月25日「氏名の振り仮名法制化に伴う住民記録・印鑑登録・戸籍附票システム標準仕様書の検討」資料を引用

(参考)振り仮名法制化に伴う対応について(1/2)

住民情報 データ要件・連携要件の標準仕様改版例

【修正前】

デニ	夕項目ID_	データ項目	グル - 名称 - 主	ーブ キー 外部キー		ス分類 .v2 - Lv3	データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件・	項目定義	項目説明
001	00025	氏名_フリガナ	住民情報	(:	主民 共通	. 氏名	N	100			任意	住民票の個人の氏名(フリガナ)	・氏名を構成する要素(氏と名、名(ファーストネーム)と中間名(ミドルネーム)と氏(ラストネーム)など)の間に全角の空白を一文字入れる・ローマ字表記での氏名のみを有している等でフリガナを保有していない外国人住民の場合以外は、出力すること
001	00026	氏_日本人_フリガナ	住民情報	f	註民 共通	氏	N	50	Lev women on a sec	**************************************	条件付き 必須	住民票の個人の氏(フリガナ)	※※00100007が1の場合
001	00027	名_日本人_フリガナ	住民情報	f	註民 共通	1 名	N	50			任意	住民票の個人の名(フリガナ)	日本人住民の場合かつ名未定ではない場合は、出 力すること
001	00028	氏名_フリガナ確認状況	住民情報	f	註民 共通	氏名	х	1				住民票の個人の氏名(フリガナ)について、本人 確認有無を示すフラグ(0:無、1:有)	※※00100025がnullでない場合

【修正後】

デセ	夕項目ID	データ項目	グループ 名称 - 主キー- タ	h部丰√ Lv1	クラス分 - Lv2	類 - Lv3 -	データ型	桁数	コードー	繰り返し	データ出 力条件・	項目定義	項目説明
001	00025	氏名_揺り仮名(フリガナ)	主民情報	住民	共通	氏名	N	100		***************************************	任意	住民票の個人の氏名の揺り仮名若しくはフリガナ	・氏名を構成する要素(氏と名、名(ファーストネーム)と中間名(ミドルネーム)と氏(ラストネーム)など)の間に全角の空白を一文字入れる・ローマ字表記での氏名のみを有している等でフリガナを保有していない外国人住民の場合以外は、出力すること
001	00026	氏_日本人_振り仮名	主民情報	住民	共通	氏	N	50			条件付き 必須	住民票の日本人の個人の氏(振り仮名)	※※00100007が1の場合
001	00027	名_日本人_振り仮名	主民情報	住民	共通	名	N	50			任意	住民票の日本人の個人の名〈振り仮名〉	日本人住民の場合かつ名未定ではない場合は、出 力すること
001	00028	氏名_振り仮名公証・フリガナ確認状 況	注民情報	住民	共通	氏名	x	1	038		条件付き 必須	住民票の個人の氏名の振り仮名の公証状況、フリ ガナの確認状況を示すコード	※※00100025がnullでない場合

(参考)振り仮名法制化に伴う対応について(2/2)

住民記録 帳票レイアウトの標準仕様改版例

【修正後】

住民票

【公用】

氏名の振り仮名	ジュウミン タロウ	個人番号	1234 5678 9012
氏名	住民 太郎	住民票コード	1234 5678 901
旧氏	【空欄】	生年月日	昭和50年1月1日
世帯主	住民 太郎	性別	男
続柄	世帯主	住民となった 年月日	平成23年4月1日
住所		住所を定めた 年月日	令和元年12月4日
11.771		届出日	平成23年4月1日
本籍	東京都千代田区霞が関二丁目1番地	筆頭者	
転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2	5	Į.
***	****	* * *	****
***	****	* * *	****

論点4.令和5年度領域間の整合作業の方針共有

順次、デジタル庁が示された領域間の整合作業対応における、児童扶養手当システム側と関連している要件について、標準仕様書の要修正箇所を特定し、対応していきます。

- ▶ 下記共通標準仕様書、及びデータ要件・連携要件の標準仕様(総論、各論)の改版内容を確認し、要修正箇所に対応
 - 2023年6月16日に改版を公開した「標準仕様書間の横並び調整方針について」
 - 2024年2月中旬に改版を公開予定の「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.2版】」
 - 2024年2月14日に改版を公開予定の「データ要件・連携要件標準仕様書(総論)【第3.1版】」
 - 2024年2月14日に改版を公開予定の「児童扶養手当_機能別連携仕様【第3.0版】」
- ➤ その他、デジタル庁から示された標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方などについて、児童扶養手当システムと関連している要修正箇所に対応
 - 地方自治体、事業者からのご意見対応
 - PMOツール等で、誤記・不整合や、「要件の考え方・理由」の追加依頼のご連絡があったものについて対応する。
 - 標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方への対応
 - 「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針」(デジタル庁)に準じた改定を行う。
 - 機能要件の分割・削除・修正により欠番となった機能IDと、機能要件の追加等により新規付番された機能IDが紐付くよう、追加等された当該機能要件を備考欄に記載する。等
 - 標準仕様書と適合確認に関する考え方への対応
 - 標準仕様書の機能要件について、機能IDの単位で改定内容の適合基準日を明示する。
 - 移行支援期間中に標準仕様書の改定を行う場合の改定に係る各機能要件の適合基準日は、「標準仕様書と適合確認に 関する考え方」に記載のとおり規定すること。 等

論点5.ガバメントクラウドへのシステム移行におけるベンダ側の課題

ガバメントクラウド上に構築された標準化基準に適合したシステムへの移行における課題感をベンダ間で共有し、目線を合わせることで、円滑なシステム移行の推進を図ります。

地方自治体によるガバメントクラウドの活用対応方針*

- ① 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図る
- ② 地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す
- ③ ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダロックインによる弊害を回避する

ベンダ側の課題(仮説)

> 構築·移行対応の工数大

- ✓ 集中している令和7年度末までの移行ニーズに向けて、開発・移行にあたる工数等の観点で手が回らない
- ✓ 自治体の業務繁忙期における調整や、マルチベンダ・マルチ クラウド対応における他社とのスケジュール調整や、技術的な 調整に伴う現場対応に必要な工数が大きい
- ✓ 自治体が今まで使ったメインフレームや、独自の業務要件・ 情報セキュリティポリシーに合わせて個別開発したシステムに 対して、ガバメントクラウドに合わせる機能・データの移行にあ たる検討事項が多く、移行するのに時間がかかる

^{*「}地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化について(令和5年12月14日 デジタル 庁デジタル社会共通機能グループ 地方業務システム基盤チーム)」をもとにデロイトにて整理

- 1. 児童扶養手当業務プロセス・情報システム標準化について
- 2. 有識者検討会等の運営について
- 3. 令和4年度検討経緯の振り返り
- 4. 令和5年度の検討論点
- 5. 意見照会の進め方
- 6. 今後のスケジュール

全国意見照会の流れ

全国意見照会における配布資料の構成、照会方法、意見のとりまとめについて確認させていただきます。

意見照会

■ 標準仕様書(案)に加えて各資料を準備することで、効果的かつ効率的に意見照会を行う。



家庭庁

意見取りまとめ

■ 地方自治体・ベンダからの各意見に対して、回答方針を検討した上で、必要に応じて修正を検討する。



2 自治体・ベンダの意見に対する対応方針を 記載。「協議」が必要なものは検討会、分 科会において協議する内容を記載

8 標準仕様の修正内容を「修正前」「修正 内容 後」に分けて記載

全国意見照会における資料構成

全国意見照会にあたり、事前に準備する資料及び意見照会対象資料を確認させていただきます。

No.	. 配布資料		意見対象	備考
1	事務連絡		-	_
2	説明資料(これ)	までの検討経緯)	_	これまでの検討経緯を取りまとめた資料を用意。 (検討済の事項に対する意見を抑制する)
3	標準仕様書 (本紙)		_	_
4	標準仕様書 (別紙)	業務フロー	\circ	• 追加した業務フローに対してご意見をいただく。
5		機能・帳票要件		• 「自治体規模別実装区分」の精査結果、「要件の考え方・理由」の追記内容、及び振り仮名法制化や領域間の整合作業に伴う改定に対する意見をいただく。
6		帳票一覧	_	• 令和5年度にシステム改修を行わないため、意見対象外とする。
7		帳票詳細要件	0	• 振り仮名法改正に伴う改定についてご意見をいただく。
8		帳票レイアウト	\circ	• 振り仮名法改正に伴う改定についてご意見をいただく。
9	回答票	記載要領	_	_
10		回答票(Excel)	_	

受領した意見の取り扱い

意見照会でいただいたご意見については、対応方針を整理した後、標準仕様書を見直すべき事項は反映するとともに、論点として整理した事項は第2回検討会で議論する予定です。

意見照会結果の取り込みの方法

①ご意見整理・分類

• 自治体・事業者から頂戴したご 意見を整理し、内容ごとに分類 する

②分類結果に基づく対応

分類結果に基づき、各ご意見 に対応する(修正、回答等)

③第2回検討会

- 意見の概要及び意見一覧 (対応方針記載済)を提示
- 分類結果のうち「論点化」に分類した意見について議論する

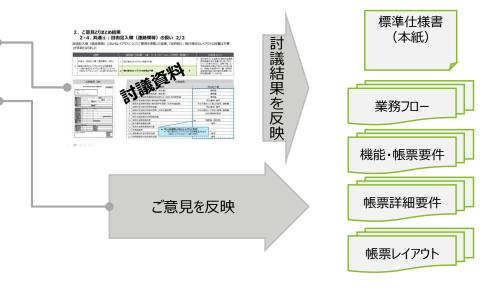
4)最終化

検討会の討議結果を反映、標準仕様書案として最終化

意見の分類と対応の考え方

意見照名	₹
結果	

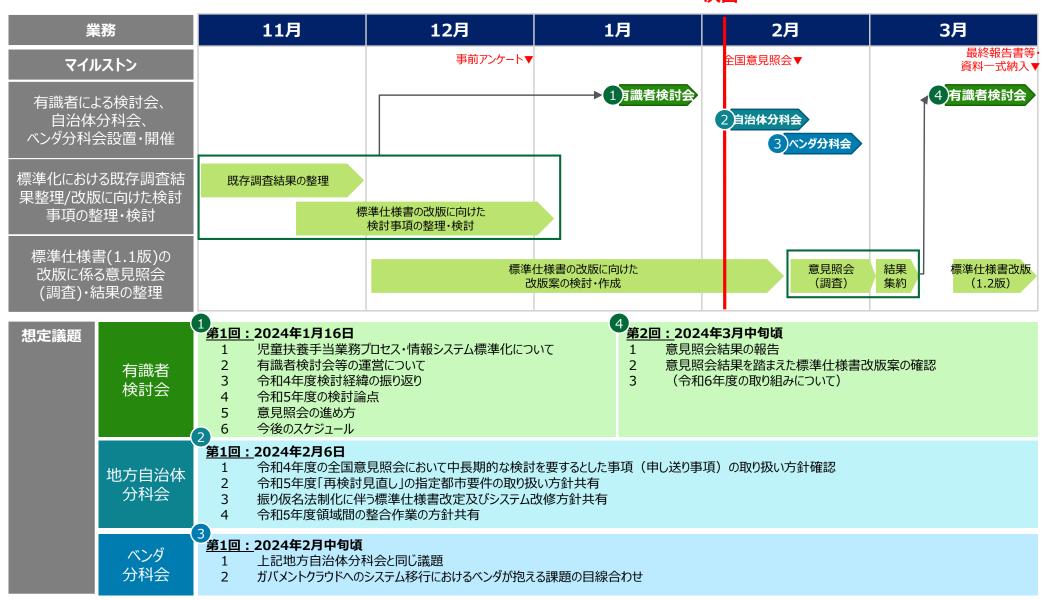
分類	事務局における対応
論点化	✓ 意見を整理・集約、論点として整理し、 第2回検討会で議論する
	✓ 標準仕様書(本紙/機能・帳票要件)を修正する
追加・修正・ 削除・要件 種別の変更	✓ 以下は申し送りとする(その他、意見 照会結果を踏まえ必要に応じ追加)▶ 現状実装されていない機能に対する 追加要望▶ 新規外部帳票の追加要望
質問	✓ 回答を作成する
対応なし	✓ 既に要件に包含されているもの、詳細 設計レベルのもの、意見内容が不明瞭 なものについては対応なしとする。



- 1. 児童扶養手当業務プロセス・情報システム標準化について
- 2. 有識者検討会等の運営について
- 3. 令和4年度検討経緯の振り返り
- 4. 令和5年度の検討論点
- 5. 意見照会の進め方
- 6. 今後のスケジュール

検討会・分科会の開催スケジュール

令和5年度は、検討会を2回、分科会を1回ずつ開催し、標準仕様書の更なる精度向上を目指して議論を進める想定です。 次回



EOF